浜松小学校いじめ防止基本方針【概要版】

（令和６年４月改訂）

**この方針は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１条）第１３条により、八雲町立浜松小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うことを目的として策定しました。**

**１いじめの定義といじめに対する基本的な考え方**

**（１）いじめの定義**

いじめとは、「いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心

理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」です。そし

て、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことな

く、「いじめられている児童の立場に立って」行うものです。

**（２）いじめに対する基本的な考え方**

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり

うることであり、いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する

場合、しばしば発生するものである」との基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのな

い明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全ての児童を対象に、いじめに

向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

**２いじめを未然に防止するために**

いじめの未然防止には、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正し

い態度で授業や行事等に主体的に参加し活躍できる学校でなければならないと考えます。

そのためには、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で

取り組むことが必要です。また、教師一人一人がわかる（わかりやすい）授業に努め、児童

に学習の基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感等を育て、自己決定力

や自己有用感、自尊感情を育むように努めることも必要です。加えて、心の教育の充実を図

り、人権意識や生命の大切さについて意識を高め、「いじめは絶対に許されないことであ

る」との認識を全児童がもつよう教育活動全体で指導する必要があります。

**３いじめの早期発見・早期解決に向けて**

**学校は、上記２のいじめ未然防止に取り組みますが、いじめが発生するかもしれません。そのために以下のような取組を実施します。また、いじめが発生してしまった場合は、下記のような対応を行い早期の解決に取り組みます。**

**（１）いじめの早期発見のための様々な手段の実施**

① 児童の日常観察（健康、学習、生活）及び集団遊び等での児童の観察と一人でいる子

の状況などささいなことでも児童の変化を見逃さないように全教職員で情報を共有し

ます。職員終会、休憩時間等での児童の情報交換を常に行います。

② からかいやいたずらなどについても、将来的にいじめ等に発展する可能性があるとい

う認識の下、個別指導や学級での全体指導等の適切な指導を行います。

③ 気になる児童がいる場合には学級担任に連絡し、職員朝会や職員会議等全体の場でそ

の状況を迅速に共有します。

④ 児童の状況に変化が見られる場合は、担任等が積極的に働きかけを行い、児童に安心

感を持たせるとともに、問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合は、休

み時間等での個別相談を実施し、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図り

ます。

⑤ 児童対象の学校生活アンケート調査（年２回）と実施後の個人面談を行います。

⑥ いじめ調査を実施します。（年２回）

⑦ 性同一性障害や発達障害、東日本大震災での被災等に係わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、未然防止や早期発見に取り組みます。

**（２）いじめの早期解決のために全教職員が一致団結した問題の解決**

1. いじめ問題を発見した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全教職

員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決と児童間の適切な人間関

係の構築に努めます。

1. 情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安

③ 全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたりま

す。

④ 傍観者の立場にいる児童にも、適切な指導を行います。

⑤ 状況に応じて、校内だけでなく教育委員会はじめ各種関係団体や専門家と協力して解

決にあたります。

⑥ いじめられている児童の心の傷を癒すため、養護教諭やスクールカウンセラーなどの

専門家と連携を図り、指導を行います。

⑦ 性同一性障害や発達障害に係わるいじめには、個人の特性を踏まえた適切な指導や支

援を行います。

**（３）家庭や地域、関係機関と連携した取組**

① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に緊密にし、学校側の取組

についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集め指

導に生かします。なお、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしません。

② 児童がいじめについて、学校や家庭で話すことができないような状況があれば、いじめ

問題などの公的な相談窓口の利用も検討します。